

○化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準について

(昭和五三年一月五日)

(薬発第二号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

今般、日本化粧品工業連合会より、化粧品の使用上の注意事項について、別添のとおり、表示自主基準の申し合せを行い、傘下の関係業者に対し、その実施について周知徹底を図つたとの連絡があつた。

これについて検討したところ、内容が適当と考えられるので、これが実効を期するため、同連合会加盟業者以外の関係業者に対しても、この表示自主基準に準じて化粧品等の使用上の注意事項の表示を行うよう指導方を願います。

別添略

〔別記〕略